

欧州特許庁における情報開示要件

筆者：クリストフ・ベスナード (Christophe BESNARD)

欧州特許庁 (European Patent Office, “EPO”) における関連背景技術や情報の開示要件は、米国特許商標庁 (US Patent and Trademark Office, “USPTO”) とは比較にならないほど、最小限に留まっています。これらの要件を免除される欧州特許出願人さえ大勢います。2021年7月1日以降、最初の出願である中国特許出願の優先権を主張する出願人も免除対象となります。

先願の優先権を主張する全ての欧州特許出願又は欧州広域段階へ移行される PCT 国際出願 (Euro-PCT) に対して、欧州特許条約 (EPC) 規則 141(1) (Rule 141(1) EPC) に基づき、出願人は、当該先願の受理官庁により行われた全ての先行技術調査結果の写本を EPO に提出することが求められています。要求された調査結果の写本は、どんな形式 (例えば、調査報告、引用された先行技術文献リスト及び調査報告の関連箇所など) でも、当該関連特許庁により発行された公式報告書の写本でなければなりません。出願人が用意した先行技術文献リストのような非公式な文書では不十分です。引用された先行技術文献自体の写本を提出する必要がなく、調査結果の EPO 公用語による翻訳文も要求されていません。

調査結果は、欧州特許出願と共に提出されなければなりません。Euro-PCT の場合は、欧州広域段階へ移行される際に、又は出願人がそのような調査結果を入手した後に、遅延することなく、提出される必要があります。出願が EPO に係属している限り、出願人はその義務を負います。実体審査が開始される前に調査結果が提出されていない場合、EPO は、出願人に対し、調査結果を提出する、又は該当する調査結果がない旨の陳述書を提出するよう 2 カ月の期限を設定します。

EPC 規則 141(2)によれば、出願人は、EPO により調査が行われた先願、又は、オーストリア、デンマーク、日本、韓国 (ROK)、スペイン、スイス、イギリス

又は米国での最初の出願の優先権を主張している場合に、上記調査結果の提出を免除されます。

なお、2021年7月1日以降、上記の対象国のリストには、中国（PRC）及びスウェーデンが加わります。

この免除は、それらの国の特許庁との協定によるものであり、EPOは、電子文書交換システム経由で調査結果へアクセスすることができます。

情報開示要件は、約10年前からEPOに導入されました。それにより、EPOは、審査中の欧州特許出願に関連する発明に対する他の特許庁により行われた先行技術調査を利用することが可能になりました。これらの要件は、先行技術調査の公式結果に限定されています。USPTOにおける情報開示陳述書（Information Disclosure Statement, “IDS”）制度とは対照的に、EPOにおける要件は、特許庁に対する誠実義務という原則から派生したものではありません。したがって、出願人又は出願人の代理人が知っている全ての関連先行技術文献まで拡張されません。更に、その導入以来、ますます多くの出願人がこれらの要件を免除されています。こうして、EPOは、そのような要件が仄めかし得る付加的な作業を認識し、出願人に過剰な負担を掛けないように注意を払っているようです。